

# 一般社団法人日本神経学会認定施設基準

2009年5月20日制定

2022年11月23日改正

一般社団法人日本神経学会認定施設（「教育施設、准教育施設および教育関連施設」をいう。）の認定基準、認定更新期間、専門医試験受験に必要な研修期間等をつぎのとおり定める。

## 1 教育施設

- (1) 指導医 1 名以上，指導医を含め専門医 3 名以上が常勤で勤務する病院とする。
- (2) 脳神経内科または関連科として 10 床以上を有する，もしくは脳神経内科または関連科として 100 名/年以上の入院があることを原則とする。
- (3) 神経内科専門医研修カリキュラムに基づく研修が可能な指導体制と設備が整っていること。
- (4) 教育施設と連携する特別連携施設（病院または診療所）の基準は、次のとおりとする。基準①～④は必須である。
  - ① 地域医療でニーズの高い脳卒中・認知症などコモンディージーズの研修に適した環境にあること（CT, MRI）等の画像診断装置を含む）。
  - ② 特別連携施設での研修は、連携する教育施設の研修責任者が研修責任を負うこと。
  - ③ 連携する教育施設の神経内科指導医による指導を原則として常時受けることが可能であること。
  - ④ 内科指導医が常勤として在籍すること。または、日本内科学会の特別連携施設に指定されていること。
- ⑤ 医師不足地域の二次医療圏にあることが望ましい。

## 2 准教育施設

- (1) 指導医 1 名以上が常勤で勤務する病院とする。
- (2) 脳神経内科または関連科として 10 床以上を有する，もしくは脳神経内科または関連科として 100 名/年以上の入院があることを原則とする。
- (3) 神経内科専門医研修カリキュラムに基づく研修が可能な指導体制と設備が整っていること。

## 3 教育関連施設

- (1) 専門医（指導医が望ましい）1 名以上が常勤で勤務する病院又は診療所とする。
- (2) 教育施設との連携を必須とする。
- (3) 教育施設、准教育施設の神経内科専門医研修カリキュラムに基づく研修が可能な指導体制と設備が整っていること。

## 4 附記

- (1) 原則として脳神経内科を標榜していること。
- (2) 関連科には神経内科指導医と神経内科専門医が勤務していること。
- (3) 関連科としては内科，老年科，脳卒中科などがある。

- (4) 関連科としての判定は施設認定委員会にて判断する。
- (5) 老健施設や介護保険関係施設は教育関連施設とする。
- (6) 教育関連施設は、教育施設と協力し、教育施設のカリキュラムの一部を受け持つこととし、連携する教育施設のカリキュラムの中で当該教育関連施設が担う内容を明示する。
- (7) 教育施設および准教育施設の指導管理責任者は、常勤の指導医であること。
- (8) 専門医が1名の施設は、他施設とのカンファレンスの機会を積極的に設ける。
- (9) 神経内科専門医研修カリキュラムを履修出来るよう、自施設で足りない研修内容は他施設における研修、学会認定のハンズオンセミナー受講などで補う。
- (10) 専攻医の受け入れ人数は、1名の指導医あたり、最大3名程度が望ましい。
- (11) 更新期間は、教育施設は3年毎、准教育施設と教育関連施設は2年毎、特別連携施設は、連携する教育施設と同一期間とする。施設認定の変更または新設された施設を申請する場合には、随時申請可能とする。
- (12) 年の途中で認定された場合、その施設の認定期間は、認定された年を含めてそれぞれの施設の種類ごとに、3年目または2年目の3月31日までの期間とする。
- (13) 専門医試験の受験には次のいずれかを満たす必要がある。
  - ① 教育施設3年以上
  - ② 教育施設1年以上かつ3年未満の場合、下記のいずれか。
    - a. 教育施設、准教育施設で合計3年
    - b. 教育施設、准教育施設、教育関連施設および特別連携施設で合計4年。ただし、特別連携施設での研修算定期間は2年を上限とする。
  - ③ 教育施設1年未満の場合  
教育施設、准教育施設で合計4年（准教育施設のみで合計4年も可）

## 5 基準の改正

- (1) この基準の改正は、施設認定委員会の審議を得たうえで、理事会の承認を要する。

### 附則

- (1) この改正後の基準は、2019年1月25日から施行し、2019年4月1日から認定する認定施設の認定手続きから適用する（認定更新を含む）。

なお、改正前の基準で認定された認定施設は、この改正後の基準で認定されたものとみなす。
- (2) 4附記の（9）の研修内容については、2018年度から研修を開始する専攻医に適用する。2017年度以前に研修を開始した専攻医については、当分の間ミニマムリクアイアメントによる研修を行う。

### 附則

- (1) この改正後の基準は、2020年1月31日から施行する。
- (2) この改正後の基準は、2022年11月23日から施行し、2022年4月から脳神経内科研修を開始した専攻医から適用する。